

# 作州民芸館概要書

この概要書は、作州民芸館の管理運営に関しての市の基本的な考え方や基本情報を示すものです。作州民芸館の管理業務については、設置目的をより効果的に達成するため、平成31年4月1日から指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

## 1 設置目的

郷土の歴史、文化等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、歴史的な町並みの保存に対する市民意識の高揚を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

## 2 基本情報

- (1) 施設の名称：作州民芸館
- (2) 所在地：津山市西今町18番地
- (3) 建築年：明治42年（1909年）
- (4) 建築面積：233.84㎡
- (5) 延床面積：405.14㎡
- (6) 施設概要：構造 木造2階建鋼板葺  
階層規模 地上2階  
1階4室 2階7室（喫茶室、研修室、事務室、トイレなど）  
多目的広場（690㎡）

## 3 管理運営状況

- (1) 管理形態：指定管理
- (2) 管理運営者：指定管理者（城西まちづくり協議会）
- (3) 期間：指定期間 平成31年4月1日～令和4年3月31日

## 4 作州民芸館の管理運営に関する基本的な考え方

作州民芸館は明治42年に建築家江川三郎八氏の設計により土井銀行津山支店として建てられました。平成4年に津山市が取得し、平成9年に国の登録有形文化財に登録され、城西地区のシンボルとして地域内外の人に親しまれており、同地区の代表的なイベントである「城西まるごと博物館フェア」においてもイベントの中心施設として活用されています。

作州民芸館は市の伝統的建造物群保存地区内にあり、同地区は今年度中に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指しています。

よって、今後は地域住民の集いの場としてだけでなく歴史的風情漂う町並みのシンボルとして地域住民と来街者の交流の場となり、城西地区の観光拠点施設の役割も果たしていくことが期待されています。

そこで、作州民芸館を歴史的建造物及び観光資源として保存し、広く近代化遺産に親しむことができる場を提供するとともに、地域のまちづくりの発信、地元住民の交流の場の創設、観光振興など地域の活性化に繋がる活用を図ることを基本的な運営方針とします。

## 5 開館日時

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日
  - ① 毎週月曜日（休日の場合はその翌日）
  - ② 12月29日から翌年1月3日

## 6 業務内容等

- (1) 施設又は設備の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の利用に関する料金の徴収に関する業務
- (4) 施設の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- (5) 施設の利用者の利便性を向上させるために必要な業務

## 7 その他

作州民芸館については、令和2年度から令和4年度まで機能向上のための改修工事を予定しています。そのため、一部業務について制限を受ける可能性があります。

- 別紙1 作州民芸館条例、作州民芸館条例施行規則
- 別紙2 施設平面図、施設配置図、備品一覧表
- 別紙3 業務評価結果書（収支決算表、利用実績表あり）
- 別紙4 前回の募集要項、仕様書